

厚岸町告示第18号

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を、別紙のとおり公表する。

令和7年5月8日

厚岸町長 若 狹

